

平成 26 年（2014 年）10 月 7 日

各 局（区）長 様

財 政 局 長

平成 27 年度予算の編成について

平成 27 年度予算の編成は、下記の方針に基づき作業を進めることとしますので、内容を十分に御理解のうえ、予算に関する見積書等を提出してください。

記

第 1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

わが国の経済は、平成 26 年 4 月の消費税率の引上げに伴う反動減は概ね想定の範囲内と見て、経済対策や賃上げの効果も期待されることから、経済の好循環が動き始め、反動減を乗り越えて景気回復が続くと期待されている。

そうした中、札幌市の経済状況は、個人消費の一部に消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動が見られるものの、全体としては緩やかに持ち直しの動きが続いている。

こうした状況のもと、国は、平成 25 年 8 月 8 日に閣議了解された「中期財政計画」において、平成 26 年度及び平成 27 年度の地方の一般財源総額について、平成 25 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている一方で、平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」においては、地方財政制度についてリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進め、歳入では地方税の増収を図るとともに、歳出では地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、必要な課題の財源を確保するなど、メリハリを効かせて重点化・効率化を図ることとしている。

札幌市は、平成 26 年度に過去最大の予算を編成し、戦略ビジョンに掲げる「10 年後の目指すべき姿」の実現に向けて、強力なスタートダッシュを切ったところであるが、財政状況としては、本年 1 月に公表した中期財政見通しにおいて、平成 27 年度には約 171 億円の収支不足が見込まれている。

また、中期財政見通しの公表後の変動要素として、歳入では地方交付税の平成 26 年度決定額が予算を上回ったものの、歳出においては今年度中に電気料金の値上げが見込まれており、その影響は不透明である。

第2 予算編成の基本的考え方

本市を取り巻く厳しい経済状況や財政見通しの中、「伸ばすべきものは伸ばし、変えるべきものは思い切って変える」という基本方針に沿って「さっぽろ元気ビジョン第3ステージ～北の希望都市・札幌を目指して～」の実現に向けて、「第3次札幌新まちづくり計画」の目標達成に向けた取組を着実に実施してきたところである。

一方で、本市においても人口は平成27年度をピークに減少に転じることが見込まれているなど、本格的に到来する人口減少、超高齢化社会や、社会経済情勢のめまぐるしい変化への的確な対応が求められている。

平成27年度は、市議会議員及び市長選挙が実施される予定であることから骨格予算として編成することとなるが、上記を踏まえ、持続可能な財政運営が可能となるよう、継続して実施している事業についても、下記の4つの視点に沿った見直しは継続的に行う。

○ 4つの見直し視点

視点① 必要（有効）性

時代の変化等に伴い、必要性や効果が薄れていないか。

視点② 担い手

民間事業者や地域団体、NPOなどに事業の全部又は一部を委ねることが適当ではないか。

視点③ 事業水準

時代の変化の中でサービス水準・事業規模・受益者の負担を再検証する必要があるか。

視点④ 効率性

実施手法として効率的に行うことはできないか。

1 骨格予算編成

平成27年4月には市議会議員及び市長選挙が実施される予定であることから、例年実施している経常的な事務事業や、従来からの継続的な事業等に係る経費を中心とした骨格予算として編成する。

ただし、公共事業その他市民生活に密接に関係する経費については、既に実施を決定し、設計等に着手している継続的なもの、市民生活に与える影響や社会福祉の観点から継続的に実施することが必要なものなどは骨格予算に計上することとする。

なお、札幌市まちづくり戦略ビジョンや札幌新まちづくり計画等に基づき実施していた政策的な事業に係る経費については、同様の観点から骨格予算に計上することが必要であるものを除き、骨格予算には計上しないこととする。

また、予算編成に当たっては、札幌市が積雪寒冷地であることにより工期設定に制約があることや、市民生活や地域経済に与える影響等にも配慮する。

2 事業見直しの推進

平成 26 年度予算において札幌市行財政改革推進プランに掲げた目標効果額は達成したところであるが、持続可能な財政運営に向けて、引き続き不断の取組を行うこととし、限られた経営資源の中で最大の事業効果が得られるよう、事業の必要性、効率性等の観点から見直しを進めることとする。

3 平成 27 年度の諸課題への対応

今年度中に見込まれている電気料金の値上げのほか、年内に判断される見込みである平成 27 年 10 月からの消費税率の引上げなどによる影響についても、推移を注視し、予算編成において適切に対応する。

第3 予算編成に当たっての留意事項

1 歳入について

歳入の見積りに当たっては、過去の実績、平成 26 年度の決算見込み、国の概算要求、社会経済の動向等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大若しくは過小見積りとならないよう十分留意すること。

多額の収入未済額を抱える歳入については、具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に努めること。

特に、収入未済額の圧縮に向けて別途指定した歳入については、担当部において収納率向上計画を作成の上、収納率向上対策を強力に推進すること。

(1) 市税

市税収入は、札幌市の基幹となる歳入であり、財源確保の面はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、更なる向上に向け鋭意努力すること。

(2) 負担金、使用料・手数料及び諸収入

数量等について、十分調査の上的確に見積もること。

また、利用者数が減少している施設については、各局において施設管理者とともに、その原因を十分調査・分析の上、サービスの向上を図るなど、利用者増や各種収入増に結びつく方策を検討し、歳入の確保に努めるとともに、施設設置の効果が十分に発揮されるよう留意すること。

このほか、市が保有する公有財産、物品、印刷物等（市有資産）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載又は掲出する広告事業を積極的に実施するなど、職員の創意工夫による新たな財源確保に努めること。

(3) 国及び道支出金

法令の規定及び過去の実績等の勘案はもちろん、国や道の動向を見極めるためにも、あらかじめ関係機関との連絡を密にし、十分調整の上的確に見積もること。

また、補助事業に係る超過負担や、他自治体との比較における不公平な取扱いについては、関係省庁等に対しその解消を強く働きかけるとともに、新たな超過負担が生じることのないよう十分留意して見積もることとし、安易な市費負担への振替えは厳に慎むこと。

(4) 財産収入

財産の評価等については、関係部局と十分調整の上見積もるものとするほか、今後、札幌市として活用が見込まれない財産については、積極的に処分を進めるなど、財源の確保について鋭意努力すること。

(5) 市債

公債費の増嵩が財政の圧迫要因の一つとなっている現状に鑑み、また、市債残高の減少を図り、将来の世代に過度の負担を残さないためにも、要求に当たっては、事業費総体の圧縮などによる発行抑制に努めること。

また、社会基盤整備事業等に充当する市債の額は、制度変更等がない限り、原則として、各局における 26 年度予算額を上限とする。

なお、対象事業としての適否及び計上額については、必ず財政部企画調査課に事前協議の上見積もること。

2 歳出について

平成 27 年度においては、次のとおり、局マネジメント枠対象外経費と局マネジメント対象経費により編成を行うこととするが、行政評価等により見直しの対象となった事業などのうち財政部が指定するものについては局マネジメント枠対象外経費として取り扱うこととする。

なお、局マネジメント枠対象経費については、配分経費として取り扱うが、事業の見直し状況や将来の財政負担などの観点から、調整を行う場合があるので留意すること。

(1) 要求区分とシーリング対象について

要求区分は、「まちづくり経費」、「一般事業費」及び「一般事務費」の 3 区分とし、区分ごとに局マネジメント枠対象外経費と局マネジメント枠対象経費を設定する。

局マネジメント枠のうち、まちづくり経費・一般事業費については、局の判断による事業の再構築を進めるため、一般財源ベースで 5% を削減する。

局マネジメント枠のうち、一般事務費については、シーリング対象節の範囲を節の性質や予算執行の実情等を勘案し、対象節の事業費ベースで 5% を削減する。ただし、26 年度局マネジメント枠一般財源額が 5 億円に満たない局の削減額は 2.5% とする。

なお、シーリングは事業の一律縮小を目的としたものではなく、事業の見直し・新規立

案が柔軟に行われ、事業の新陳代謝が図られることを促すためのものであるので、要求において留意すること。

ア 局マネジメント枠対象外経費

(7) 「まちづくり経費（局マネジメント枠対象外分）」

- ・ 貸付金
 - ①貸付金 5 億円以上、②転貸債、③別途財政部が指定するもの
- ・ 他会計繰出金(ただし、事務費分はまちづくり経費（局マネジメント枠）とする。)
- ・ 事務事業見直しインセンティブ制度を活用した事業費
- ・ 土地売却を前提とした建物解体費
- ・ 従来 of 局マネジメント枠対象外経費のうち、施設建設等の一時的事業
- ・ 26 年度局マネジメント枠対象外経費（まちづくり経費）のうち、27 年度に継続する必要のあるもの（別途財政部が指定する事業は配分経費とするので留意すること）
- ・ 法令等により義務的に実施する必要がある一時的かつ巨額の費用を要する事業や、市長副市長会議で決定された事業等、財政部が指定する事業

(イ) 「一般事業費（局マネジメント枠対象外分）」

- ・ 扶助費
- ・ 平年度化経費（平年度化終了の際、一般事業費に区分されるもの）
- ・ 見直し振替要求(12 款職員費職員定数の見直しにより増加する委託料等の経費分のみ。見直し振替終了の際、一般事業費に区分されるもの)
- ・ 行政評価等により見直しの対象となった事業のうち財政部が指定するもの
- ・ 貸付金（まちづくり経費（局マネジメント枠対象外分）に区分されるものを除く。）
- ・ 損失補償

(ウ) 「一般事務費（局マネジメント枠対象外分）」

- ・ 職員費、議員報酬等、地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員及び監査委員に対する報酬、並びに札幌市オンブズマン条例に定めるオンブズマンに対する報酬
- ・ 公債費
- ・ 平年度化経費（平年度化終了の際、一般事務費に区分されるもの）
- ・ 見直し振替要求(12 款職員費職員定数の見直しにより増加する委託料等の経費

分のみ。見直し振替終了の際、一般事務費に区分されるもの)

- ・ 行政評価等により見直しの対象となった事業のうち財務省が指定するもの
- ・ P F I 事業
- ・ 今後検討されている北海道電力による電気料金の値上げに伴い、負担増となる光熱水費（11-53 節、13-01 節のうち市有施設分）の単価増分（値上げ分）

イ 局マネジメント枠対象経費

上記ア以外の経費については、次の経費に係る一般財源額の合計を「局マネジメント枠」として設定する。

なお、局マネジメント強化の観点から、26 年度予算編成時において局マネジメント枠対象外であった事業についても、別途財務省が指定した事業については、27 年度局マネジメント枠一般財源に組み入れることとする。

また、局マネジメント枠対象経費については、配分経費として取り扱うが、事業の見直し状況や将来の財政負担などの観点から、調整を行う場合があるので留意すること。

(ア) まちづくり経費（局マネジメント枠）

- ・ 26 年度予算編成時のまちづくり経費（局マネジメント枠）で実施している事業
- ・ 26 年度予算編成時のまちづくり経費（局マネジメント枠対象外分）で実施している事業のうち、別途財務省が指定する事業

(イ) 一般事業費（局マネジメント枠）

一般事務費（局マネジメント枠）及びまちづくり経費（局マネジメント枠）以外の経費

上記(ア)及び(イ)については、「26 年度局マネジメント枠一般財源額」から、「財務省が指定する次の経費を除く一般財源の 5 %に相当する額」を減額して設定する。

- ・ 市有施設の長寿命化に資する維持補修的な経費
- ・ 扶助費的委託料
- ・ 扶助費的補助金
- ・ 道路除雪に係る経費（除雪機械・施設整備費等を除く。）

(ウ) 一般事務費（局マネジメント枠）

法令等に基づく事務の執行に必要な消費的経費（時間外手当や需用費等）のみで構成されている小事業及び施設の運営管理に係る経費（指定管理費を含む。）

「26 年度局マネジメント枠一般財源額」から「次に指定する事務的経費に係る節・細節の 5 %に相当する額」を減額して設定する。ただし、26 年度局マネジメント枠一般財源額が 5 億円に満たない局の削減額は 2.5%とする。

- ・ 時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職特別勤務手当、共済費（賃金）、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費（その他、食糧費）、使用料及び賃借料（その他使用料及び賃借料）、原材料費、備品購入費、負担金（団体負担金等を除く。）

今年度に更新のあった指定管理費については、27年度予算では、26年度局マネジメント枠の一般財源額から26年度の指定管理費を減額した上で、今回算定した基準管理費用と平成26年度指定管理費用とを比較して、高い方の額を局マネジメント枠に加算して設定する。

また、上記(ア)、(イ)及び(ウ)について、27年10月から税率の引上げが検討されている消費税に対応するため、(a)から(b)を差し引いた額を局マネジメント枠に加算して設定する。

a 次に指定する節・細節に(1.09/1.08-1)を乗じた額

旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、
原材料費、備品購入費

b 次に指定する歳入（款）で上記aの対象節に充当する歳入額に(1.09/1.08-1)
を乗じた額

国庫支出金、道支出金、市債

(2) 要求に当たったの留意点

ア 新規事業については、終了する時期、当該事業の効果等について検証した上で、存廃を判断する時期を設定するものとするので留意すること。

イ 全市をあげて事業の再構築を行っていくために、新規事業のみならず、既往の事業についても市民との連携や企業の活用等を通して相乗的な効果を生み出すことや、他部局と連携の可能性についてあらためて検討すること。

なお、特に市政の課題解決に向けて、民間の自主的な活動を促進するような取組を積極的に進めるよう留意すること。

ウ 施設の新設等に当たっては、維持管理面で効率的な運営を確保できるよう十分検討を加えた上で必要最小限の規模とし、施設の態様に応じて適切な仕様となるよう、建築単価等について十分に精査すること。

エ 補助金については、慣例や先例にとらわれることなく、補助の必要性や対象経費を精査し、ゼロベースからの見直しを図ること。

なお、平成21年度の包括外部監査における指摘を踏まえ、法律で定められた補助金以外の全ての補助金に対して、合理的な期間内での終了（見直し）年度を設定すること。

オ 出資団体への財政的関与については、「札幌市出資団体改革新方針」（平成 21 年 2 月策定）に基づく見直しを継続すること。

なお、指定団体への財政的関与の縮減につながる取組について、「札幌市出資団体改革推進本部指導事項」（平成 26 年 3 月策定）を踏まえ、各団体と協議の上、出資の引き揚げや補助金の廃止・縮減等、可能なものを、見積り等に反映させること。

カ 債務負担行為を設定する必要がある事柄は、債務負担行為見積書を確実に提出すること。なお、複数年度にわたる事業の要求に当たっては、債務負担行為で対応すること。

また、平成 26 年 8 月 29 日付け札契管第 1356 号により通知のあった「年度開始前の入札等契約事務の適切な執行について（通知）」のとおり、年度当初から履行が必要とされるもののうち、受託者が履行開始に向けた準備行為に期間を要する契約については、債務負担行為の調書の提出を要するので、留意すること（これにより難しい場合、不明な場合については、管財部契約管理課（211-2152）まで問い合わせの上、適切に対応すること。）。

第 4 その他

1 予算編成の効率化

27 年度予算編成においても、全庁的な予算編成及び管理の効率化を図るため、引き続き事業数の削減を進めることとしていることから、目的に類似性のある事業や少額の事業については積極的に統合すること。

2 区との積極的な連携等

多様化する地域課題の解決に向けて、地域ニーズに応じた「市民が主役のまちづくり」を一層推進するため、区の予算要望システムの活用等、区と本庁の積極的な連携を強化するほか、既に元気なまちづくり支援事業において類似の事業が実施されているものや、地域が主体的に取り組むことが望ましい事業については、元気なまちづくり支援事業の積極的な活用を図ること。

3 企業会計について

企業会計の予算編成においても、本通知の趣旨を踏まえ、適切に対応願いたい。

4 予算見積書の作成

27 年度の予算見積書等については、別添「予算見積書等作成要領」に基づいて作成し、提出期限を遵守すること。

なお、来春の市議会議員及び市長選挙を控え、予算編成日程が例年より早まるので十分留

意すること。また、従来からの継続的な事業や例年実施している継続的な事務事業にかかわる経費を中心とする骨格予算として編成することとなることから、原則別紙区分に従い「骨格」に該当するもののみを要求すること。

5 予算編成日程

27年度予算編成は以下の日程により作業を進めることとする。なお、この日程は、国家予算の動向等によっては一部変更することもあるので留意すること。

26年	10月	10日	(金)	見積書等提出期限
	12月	16日	(火)	予算説明書関係資料提出期限
	12月	中下旬		市長査定
27年	1月	下旬		予算案記者発表

(別紙)

骨格及び肉付予算区分表

骨格 予 算	一般事務費	全て計上する
	一般事業費・まちづくり経費	1 債務負担行為により 27 年度支出が確定している経費 2 前年度から用地取得費、設計費を計上するなど継続されることが前提となっている事業に係る経費 3 継続的な融資あるいは補助に係る経費 4 例年実施している不可避的な事業で必要と認められる経費(施設の補修、備品整備、扶助費等) 5 例年継続的に実施している補助事業に係る経費 6 単独事業については、市民の日常生活との関連、社会福祉の見地、工期等からみて年度当初に計上することが必要と認められる経費
肉 付 予 算	一般事業費・まちづくり経費	新規着手する事業や継続的な事業をレベルアップする事業など、骨格予算に計上する以外のもの

※ 区分については予算編成の過程において調整する場合がある。

※ この区分の解釈に疑義が生じる場合やこの区分によりがたい場合には、財政課と協議すること。